

軍事費を巡る J. S. ミルの財政論 —歳出論に焦点を当てて—

小沢 佳史 (東北大学・院: yoshifumi.ozawa@gmail.com)

I はじめに

本報告の課題は、軍事費に関する J. S. ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) の見解を彼の演説や書簡なども踏まえて描き出すことである。そしてこれによって浮かび上がってくるのは、ミルは軍事費の単なる削減よりもとりわけ平時における軍事費の効率化を目指していたということである。すなわち本報告では、ブリテンの海軍および陸軍が持つ戦争抑止力と戦争遂行能力とを減少させないことがミルにとって何よりも重要であり、ミルはブリテン軍のこうした力を少なくとも維持した上で軍事費を大幅に削減しようと模索したと主張する。

ミルの財政論については、ミルに関する他の主題と同様に数多くの研究が積み重ねられてきた。そしてこうした先行研究に共通する点は、ミルのとりわけ歳入論について、分配的正義論、平等論、自由論、幸福論といった視点から考察していることである。先行研究のこのような共通点は、言うまでもなく当を得たものである。

他方で、これらの先行研究がミルの歳出論にはあまり焦点を当ててこなかったこともまた事実である。例えば馬渡は、「市民政府を経済的に維持するのが、財政の機能であった」と指摘した上で、ミルの「歳出論」は「きわめて簡単」であり (馬渡 1997b, 148)、「財政についてミルはもっぱら歳入手段を検討した」(馬渡 1997a, 412) と述べている。

こうした事情を踏まえ、本報告はミルの歳出論に着目する。なぜなら、ミルの財政論の全体像を明らかにするためには、ミルの歳入論に加えて歳出論も描き出すことが不可欠だと考えられるからである。

馬渡 (1997a, 388-89) や堂目 (1999, 82-85) は、統計を参照しながら、19 世紀のブリテンの歳出において軍事費が大きな割合を占めていたという史実を指摘している (cf. Dome 2004, 5-12)。そこで本報告では、馬渡や堂目によるこうした史実の指摘を引き継ぎ、19 世紀のブリテンの軍事費に関するミルの見解を考察する。

本報告の構成は以下の通りである。まず、ミルにおいて軍隊が必要とされていたことを確認し、ミルは軍事費を歳出のうちで中央政府がすべて担う部分として位置付けていたことを示す (第 II 節)。次に、ミルは 19 世紀のブリテンが膨大な軍事費を抱えていたという現実を認識していたこと、ミルは 1852 年以降には確実にブリテンの膨大な軍事費に削減の余地があると考えていたことを、それぞれ提示する (第 III 節)。そして最後に、ミルが提唱した 19 世紀ブリテンの軍事費の削減策を考察する。こうした削減策として具体的には、①選挙権を拡大すること、②1856 年のパリ宣言 the Declaration of Paris を廃止して捜索権 the Right of Search を回復すること、③成人男性を潜在的な陸軍兵士として強制的に訓練して平時に常設される陸軍の大部分を廃止することの三つが取り上げられる (第 IV 節)。

II 軍隊の必要性和軍事費の位置付け

1. 軍隊の必要性

当然のことではあるが、ミルは自己防衛のための軍隊の必要性を認めていた。ここでは、ミルの著書『経済学原理』（『原理』と略記する）を取り上げよう。『原理』においてミルは、「政府という観念と不可分であるか、あるいは習慣的にかつ異議を受けることなしにすべての政府によって行われているところの諸機能」の一つとして、「暴力と詐欺とに対する身体および財産の保護」を挙げた（CW III 800, 936）。そして『原理』によれば、こうした保護を実現するのは軍隊などであるという（CW II 37-38; III 802, 807-808）。

さらにミルは、自己防衛以外のための軍隊の必要性も認めていた。一例を挙げればミルは、ある国の人々が自由を求めて専制的な外国の軍隊と直接的ないし間接的に争っている場合には、他の自由国がこれらの人々を支援するために軍事介入することを認めていた（CW XVI 1032, 1033; XXI 123-24）。

そのうえミルは、軍隊の質にも留意していた。具体的には、ミルはブリテン軍の兵器および兵士の質を常に最も高くしておくことを要求した（CW XXIX 414）¹。

2. 中央政府支出としての軍事費の位置付け

軍隊を保有するためには何らかの支出が必要とされることは言を俟たない（CW II 10-20; XIX 566）。そして『原理』によれば、軍隊は歳出によって賄われているという（CW II 38）。

さらにミルは、「地方当局 local authority」（CW III 862）ではなく「中央政府 central government」（ibid.）が支払うものとして軍事費を捉えていた。すなわち、ミルは著書『代議制統治論』において、戦争を含む対外政策は中央政府が担当すべきことであり（CW XIX 541）、軍事費は必然的に中央政府の経費でなければならないと述べている（ibid., 561）。

III 軍事費に関する現状把握

1. 当時のブリテンの財政構造

それでは、ミルは具体的に生前のブリテン中央政府の財政構造をどのように把握していたのであろうか？

まず、「政府の存立の条件」（CW III 804）である歳入について見よう。『原理』によれば、19世紀の第3四半世紀におけるブリテンの歳入額は年におおよそ5,000万ポンドから7,000万ポンドであり、1860年代の初めにかけて大幅に増加しその後の数年間で若干減少したという（CW III 865）。

次に、歳出について、軍事費——「公共支出のうちで軍隊 military establishments …の維持に充てられる部分」（ibid.）——を中心に見てゆこう。紙幅の関係上、ここでは平時の軍事費のみを取り上げる。

第1に、ミルは19世紀の第3四半世紀においてブリテンの軍事費が増加していたことを指摘している。“England’s Danger through the Suppression of Her Maritime Power”と題する1867年の議会演説（「イングランドの危険」と略記する）においてミルは、1856年

¹ ミルは1867年の議会演説において、抽象的ではあるが、強力な新兵器が年々開発されていたという当時の状況に言及している（CW XXVIII 222）。

から 1867 年までの 11 年間に——そのうちのおおよそ 10 年間は「完全な平和の年」であったにもかかわらず——、ブリテンの陸海軍の経費はそれまでの額を「年におおよそ 2,000 万ポンド」も上回るほどに増加した、と述べている (CW XXVIII 220)。軍事費のこうした増加額は、1850 年代から 60 年代にかけての上述の歳入の増加額とほぼ同じである。

第 2 に、ミルは 19 世紀の第 3 四半世紀においてブリテンの陸軍費が膨大な額に上っていたことを指摘している。「陸軍法案 The Army Bill」と題する 1871 年の演説においてミルは、ブリテンの現行の陸軍費は 1 年当たり 1,400 万ポンドであると述べている (CW XXIX 412)²。この額は、当時の歳入額——7,000 万ポンド弱——の 2 割を超えていた。

2. 軍事費の削減可能性

『原理』の第 3 版 (1852 年) では、当時のブリテンについて、第 1 に、軍事費の増加要因——「陸軍兵士や海軍兵士の待遇の改善」——に関する記述が削除された。第 2 に、「公共支出のうちで軍隊および一般官庁の維持に充てられる部分 (すなわち国債の利子を除くすべての部分)」には「最大の歳出削減 retrenchment の余地が十分にある」と述べられた。そして第 3 に、「現在の資金 [= 現行の歳入——引用者] をもしも適切な諸目的に対して使用するならば御釣りが来るであろう」という記述が追加された。確かに、第 3 版以降の版を重ねるに連れて、ブリテンの歳出削減に関するミルの論調は落ち着いていった。けれども、これらの改訂を考慮してもなお、ブリテンの現行の軍事費に削減の余地があるというミルの見解は第 3 版以降の諸版において一貫して提示されたと言える (CW III 865-66)。

そしてミルによる「所信表明」³からも、ブリテンの軍事費に削減の余地があるという彼の見解を窺うことができよう。

6. 歳出削減について言えば、次のことは確かです。すなわち、主として下手な管理のために、この国がそれに見合うだけの常備編制の働きを享受していないところの巨額の公金が目下のところ浪費されているということ、そして私たちが、現有するものよりも有用な陸軍および海軍を今よりずっと少ない経費で保持してもよいということです。(CW XVI 1034)

以上より、少なくとも 1852 年以降においては、ミルはブリテンの現行の軍事費に削減の余地があると考えていた。

それではミルは、ブリテンの軍事費を削減するための方策に関して、具体的にはどのよ

² 他方でミルによれば、当時のプロイセンにおいては、現行の陸軍費は 1 年当たり 700 万ポンドに相当する額でしかないにもかかわらず、陸軍はブリテンのそれよりも大規模であった——召集から 2 週間で 50 万人の訓練された男性たちが戦場へと送り込まれ得た——という (CW XXIX 412)。こうしたミルの認識は、1871 年 2 月に刊行されたケアンズ (John Elliot Cairnes, 1823-75) の論文に依拠したものであった (cf. CW XVII 1795, 1796)。

³ 英国下院議員選挙への初めての出馬に際して、ミルは 1865 年 4 月 17 日付の書簡の中で、「一般的関心のある様々な政治問題に関する自分の意見」を述べた (CW XVI 1031-35)。本報告では、この書簡を「所信表明」と略記する。

うに考えていたのであろうか？ 以下ではこの点について考察してゆこう。

IV ブリテンの軍事費削減策

1. 選挙権の拡大——①

ミルは「所信表明」の上述の箇所において、以下のように続けている。

6. …保持してもよいということです。この点に関して私は、選挙権 *suffrage* の相当な拡大を通じて増加した政府に対するより少額の納税者の影響が、公共支出の細目に対するより厳格な統制をもたらすであろうまでは、改善をほとんど期待しておりません。けれども私は、私たちがヨーロッパの巨大な軍事独裁国を前にして軍備を縮小するということが正しいであろうと考えることはできません。… (CW XVI 1034)

第 1 に、ミルはたとえ平時であってもブリテンの軍事費の削減より軍備の維持を重視していたことがここから読み取れる。そしてその理由は、好戦的なヨーロッパ大陸諸国——第 2 帝政下のフランス、プロイセン、ロシア——の存在であった。

第 2 に、ここから次のようなミルの考えを窺うことができる。すなわち、選挙権が拡大すればブリテンの軍事費が効率化され、その結果、陸軍および海軍の現存する規模を維持したままで軍事費を削減できるし、軍備を拡張した上での軍事費の削減も可能である、と。

以上より、ミルにおいて選挙権の拡大は、ブリテンの軍備を維持（ないし拡大）した上で軍事費を削減するための方策として位置付けられていた。すなわち、ミルにとって選挙権の拡大は、ブリテンの軍事費を効率化するための手段でもあった。

2. 搜索権の回復（パリ宣言の廃止）——②

「イングランドの危険」（1867年8月5日）によれば、1856年からの11年間に、ブリテンの軍備は大きく拡張されて軍事費はそれまでの額を「年におおよそ 2,000 万ポンド」も上回るほどに増加した (cf. III.1)。ミルは、こうしたブリテンの軍備拡張と軍事費の増加との原因は「搜索権」(CW XXVIII 225, 226) の放棄であると考えた。ブリテンはヨーロッパ大陸諸国と共に、1856年のパリ宣言 (cf. Varouxakis 2013, 172) によって搜索権を放棄していた (CW XXVIII 220-21, 222-23)。

搜索権とは、「中立国の船舶に積載された敵国の物資を没収する権利」(CW I 275) である。ミルは、各国が搜索権を保有することによって、戦時には戦争当事国の海上貿易が阻害されると考えていた (CW XXVIII 225-26)。

そしてミルによれば、こうした海上貿易の阻害は二つの結果をもたらすという。第 1 に、ブリテンの戦争遂行能力が相対的に増加する。戦争当事国の海軍の一部は、交戦国の海軍による海上貿易の阻害に対して自国の海運業を保護するために用いられざるを得なくなる (CW XXVIII 223; XXIX 412-13)。それゆえある国は、戦時の搜索権の行使によって、自国の海軍の強さに応じて交戦国の海上貿易を阻害しその国の海軍の戦争遂行能力を減少させることができる。そして当時のブリテンの海軍力は世界一であった (CW XXVIII 221,

225-26) . 第 2 に、ブリテンを初めとする各国の戦争抑止力が増加する (Varouxakis 2013, 151-53, 174-75, 178, 182-83) . 具体的には、戦争による経済的な損失が増加するため各国国民が戦争を嫌悪し、その結果、戦争は起こりにくくなるし起きたとしても戦争の期間は短くなる (CW XXVIII 223, 224-25) .

一方でミルは、「イングランドの危険」においてこのように搜索権の回復を主張したが、1866 年 9 月 10 日付の書簡においては搜索権に対する態度を決め兼ねていた (CW XVI 1199) . したがって、1866 年 9 月中旬から 1867 年 8 月上旬までのおおよそ 11 箇月間に、ミルは搜索権の回復を主張するという立場を固めたと言える . 他方で、1870 年の初めまでに書かれた『自伝』においてミルは、「イングランドの危険」を肯定的に回想している (CW I 275) . あるいは 1871 年 3 月になされた演説においてミルは、パリ宣言がまだ廃止されていないことに否定的に言及している (CW XXIX 412-13) . これらの事情から、晩年のミルが「イングランドの危険」において提示された見解を保持していたことが窺える .

以上より、早くても 1866 年 9 月中旬以降——遅くても 1867 年 8 月上旬以降——のミルにおいて、パリ宣言の廃止ならびに搜索権の回復は、ブリテンの相対的な戦争遂行能力と戦争抑止力とを減少させずに——むしろ増加させた上で——軍備を縮小し軍事費を削減するための方策として位置付けられていた . ミルにとって搜索権は軍事費を必要としないけれども実質上の軍備となるものであり、搜索権の回復はブリテンの 1867 年時点の軍事費から最大で年におおよそ 2,000 万ポンド——搜索権の放棄後におけるブリテンの軍事費の増加額——を削減するための手段であったと言えよう .

3. 市民陸軍の設立 (常設の陸軍の大幅な廃止) ——③

「陸軍法案」(1871 年 3 月 10 日) においてミルは、ブリテンの現行の陸軍制度における欠陥は他国と比べて陸軍費は膨大であるが戦争遂行能力は不足していることであると主張した (cf. III.1) .

こうしたブリテンの現状に対してミルが出した処方箋は、「専門的な軍団 *scientific corps*」と一部の従属国において常設される陸軍とを除いて常設の陸軍を廃止して、「市民陸軍 *citizen army*」を設立することであった . 一部の従属国とは、「植民地 *colonies*」のうちで自己防衛能力がまだ不十分なものと「インド」とである . ミルが提唱した市民陸軍は、具体的には次のようなものであった (cf. Varouxakis 2013, 164-71) . すなわち、すべての男性——「健康で丈夫な男性住民の全員」(CW XVII 1792) ——は、「学校 *school*」で「軍事訓練の基礎」を習得した上で、成人した年に「数週間の実地訓練」を受け、「その後の数年にわたる年に 1 度の 2 週間の教練」に従事する、と⁴ . これは、プロイセンではなくスイスにおける陸軍制度に範を取ったものであった (CW XXIX 413) .

ミルによれば、自身が提唱した陸軍制度は次のような結果をもたらすという . すなわち、一方で平時には、軍事訓練による若者の勤勉化を通じて全体としての生産力の増加がもた

⁴ 1871 年 1 月 2 日付——「陸軍法案」のおおよそ 2 箇月前——のミルの書簡においては、「歩兵隊 *infantry*」に関してではあるが、軍事訓練の期間が、1 年目についてはより長く、2 年目以降についてはより短く、それぞれ提示されていた (CW XVII 1792) .

らされると共に、短い訓練期間を除いて経費が掛からないため陸軍費が削減される (cf. CW II 15), 他方で戦時には、陸軍の豊富な戦争遂行能力が実現される, と (CW XXIX 413). したがって、ミルにおいてブリテンの常設の陸軍の大幅な廃止と市民陸軍によるその代替は、ブリテンの陸軍の潜在的な戦争遂行能力を増加させた上で平時の陸軍の軍備を縮小し陸軍費を削減するための方策として位置付けられていた⁵.

V 結語

本報告では、軍事費に関するミルの見解を描き出してきた。そして本報告から浮かび上がってきたのは、ミルはブリテンの海軍および陸軍が持つ戦争抑止力と戦争遂行能力とを少なくとも維持した上で軍事費を大幅に削減しようと模索したということである。

主要参考文献 (※ 詳細な文献表を当日配付いたします。)

Dome, T. 2004. *The Political Economy of Public Finance in Britain 1767-1873*. London: Routledge.

Hollander, S. 1985. *The Economics of John Stuart Mill*. 2 vols. Oxford, UK: Basil Blackwell.

Mill, J. S. 1963-1991. *Collected Works of John Stuart Mill*, edited by J. M. Robson. 33 vols. Toronto: University of Toronto Press. [CW]

Varouxakis, G. 2013. *Liberty Abroad: J. S. Mill on International Relations*. Cambridge: Cambridge University Press.

井手文雄, 1953. 『新版増訂 古典学派の財政論』中央大学協同組合出版部.

小林里次, 1992. 『J. S. ミル研究—平等財政原則とその理論的展開』高文堂出版社.

堂目卓生, 1999. 「ベンサム, ミルと税制改革」『経済政策思想史』所収, 西沢保・服部正治・栗田啓子編, 有斐閣: 81-97.

馬渡尚憲, 1997a. 『J. S. ミルの経済学』御茶の水書房.

——, 1997b. 『経済学史』有斐閣.

⁵ ミルは陸軍制度改革に関して、チャドウィック (Edwin Chadwick, 1800-90), ケアンズ, クリフ・レズリー (Thomas Edward Cliffe Leslie, 1827-82) に肯定的な立場を取っていた (CW XVI 1224, 1351; XVII 1788, 1795, 1796, 1805-06). そしてこれら 3 人の論文やミルの書簡を考慮に入れることで、次の 5 点が補足される。第 1 に、ミルが上述の陸軍制度改革の構想を完成させたのは 1867 年 12 月以降であったと考えられる (CW XVII 1805-06). 第 2 に、ケアンズも、陸軍の規模と共に、陸軍によって財政が破綻しないことを重視していた。第 3 に、プロイセンに比して短いスイスでの訓練期間を可能にする要因について、学校での長期にわたる——例えば 8 歳からの——軍事教練が不可欠なものであったと考えられる (cf. CW XVII 1792; XXIX 413). なお、ブリテンの学校への軍事教練の導入に関してチャドウィックが概算した経費は、学校に通う 75 万人の男子を対象として年に 10 万ポンド未満 (1 人当たり 3 シリング未満) であった。第 4 に、クリフ・レズリーもケアンズもミルも共に、スイスの陸軍制度——平時には陸軍が全く常設されていなかった——をブリテンへそのまま適用できるとは考えておらず、ブリテン領インドの存在などを理由にブリテンにおける常設の陸軍の必要性を認めていた (cf. *ibid.*). 第 5 に、スミス (Adam Smith, 1723-90) の著書『国富論』第 5 篇第 1 章第 1 節における常備軍擁護論について、クリフ・レズリーが批判的に取り上げているため、ミルも管見の限りでは言及していないが考慮に入れた上で批判的に捉えていたと考え得る。